



《トラブル事例》

大学の先輩からFX投資のノウハウが簡単に学べるDVDの購入を勧められた。54万円と高額だったので断ったが、すぐに元が取れると説得され、消費者金融でローンを組んで購入した。DVDを見ても知っていることばかりだった。先輩に「このDVDでどうしたら儲かるのか」と聞くと、他の人を誘って契約させれば、1人につき10万円もらえと言われた。ローンを返済するには他の人を誘わなければならないが、結局は先輩も同じ手口でだまされたのだと知った。

相談員からのアドバイス

→人を誘えば儲かる（特定利益）と云って誘引して、DVDの購入（特定負担）を求めているので、特定商取引法の「連鎖販売取引」（マルチ商法）に該当します。

→マルチ商法による契約は、契約内容を記載した書面を受領した日又は再販売をする商品につき最初の引渡しを受けた日のどちらか遅い方から20日以内であれば、書面によりクーリング・オフができます。また、事業者の側に不実告知又は威迫行為があり、消費者が誤認してクーリング・オフを行わなかったときは、クーリング・オフ期限が延長されます。

→勧誘に際して事業者側の不実告知や重要事項の故意の不告知により消費者が誤認して行った

契約の申込や承諾の意思表示は、取消ができます。

→マルチ商法を解除し、以下のすべての要件を満たす場合には、商品の販売契約の中途解約によりその商品を返品し、購入価格の90%相当額の返金を受けることが可能です。

○連鎖販売組織に入会后、1年未満であること

○引渡しを受けてから90日を経過していない商品であること

○商品を再販売していないこと

○商品を使用し又は消費していないこと（販売者が使用又は消費させた場合を除く。）

○自らの責任で商品を滅失又はき損していないこと



（消費者庁イラスト集より）